

静 情 審 第 3 7 号

平成27年11月30日

静岡県公安委員会 様

静岡県情報公開審査会

会 長 興 津 哲 雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年10月24日付け静公委相第5321号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の非開示決定に対する異議申立て（諮問第197号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県公安委員会の決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成26年8月15日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県公安委員会（以下「実施機関」という。）に対し、以下の内容に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）の開示を請求し、同月18日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。

2010年12月17日に、静岡県立病院機構が、静岡県立こころの医療センターで2010年3月頃からある職員に対してパワーハラスメントが行われたとして、当該加害職員らを懲戒処分にした、と発表した。その事件に関する文書全て

- (2) 平成26年8月28日、実施機関は、本件対象公文書を作成又は取得していないため保有していないとして、条例第11条第2項の規定に基づき非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成26年9月24日、異議申立人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同月26日、実施機関は、これを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件決定を取り消し、本件対象公文書の全部の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 特定した文書以外に対象となる文書が存在しないことを示すべきである。
- (2) 情報公開における原則公開の規定からも、対象公文書を全部開示すべきである。
- (3) 本件同様に条例の規定に依拠して開示請求をした結果、開示を受けた文書によって静岡県警察が本件開示請求の対象となる情報を取得又は作成したと判明している。
- (4) 懲戒処分等の公表に係る基準によって報道機関に提供された情報であることから、誤って偶発的に情報が公開されたわけでもなければ、報道機関の記者やジャーナリストが独自に取材した結果得られた情報を記事にしたことで公開されたわけでもない。

- (5) 開示請求書に記載したパワーハラスメント（以下「本件パワーハラスメント事案」という。）に関しては、遺族が実名も顔も公表した上で静岡県庁において記者会見して積極的に情報を公開している。
- (6) 本件パワーハラスメント事案がいわゆる精神障害者の生存権、勤労権、幸福追求権に関するものであることに鑑みて、本件開示請求の情報は全て開示すべきである。
- (7) 本件パワーハラスメント事案の重大性からしても、静岡県立こころの医療センター（以下「センター」という。）に限らず、精神医療施設、さらには広く医療施設・福祉施設等に就職・転職を希望する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する。
- (8) 向精神薬等を多剤大量に処方しているセンターにおける本件開示請求の対象となる情報は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当する。
- (9) たとえ、懲戒処分を受けたことは職務の遂行に係る情報でないとしても、警察から事実確認調査や事情聴取を受けたことは、職務の遂行に係る情報に当たる。
- (10) 対象とすべき文書は「刑事訴訟に関する書類」には該当しないため、条例の適用除外とすることは違法である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象公文書としては、①本件パワーハラスメント事案に関する文書、②本件パワーハラスメント事案に係る懲戒処分に関する文書、③本件パワーハラスメント事案及び本件パワーハラスメント事案に係る懲戒処分の報道発表に関する文書及び④本件パワーハラスメント事案に係る事件に関する文書が考えられる。
- (2) 実施機関には、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第43条の2により、静岡県警察に対する監察事案の調査指示権が認められているが、それ以外の機関に対する監察事案についての調査指示権が認められているものではない。
- (3) 本件パワーハラスメント事案は、実施機関が所管する機関以外で発生したものであり、関係者についても所管外の職員であることから、実施機関では本件パワーハラスメント事案に関する文書を作成することはないことに加え、本件パワーハラスメント事案に係る報告を受けた事実もないことから、上記①は存在しない。また、上記②、③についても、同様の理由により、作成又は取得することはない、存在しないことは明らかである。
- (4) 実施機関は、警察運営を管理する行政機関であり、事件について司法警察活動を行う機関ではないことから、上記④は作成しない。ただし、実施機関は、定例会議において、管内の事件、事故及び災害の発生状況について警察本部長から報告を受けることから、「公安委員会の会議録」（以下「会議録」という。）につ

いて確認したが、静岡県公安委員会文書管理規則（平成13年12月27日静岡県公安委員会規則第18号）第9条で会議録の保存期間は3年とされており、本件パワーハラスメント事案が発生した当時や当該懲戒処分が行われた当時の会議録は保存期間が満了して廃棄しているため、当該事案の報告に係る会議録の存在を確認することはできなかった。

5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象公文書について

実施機関は、「2010年12月17日に静岡県立病院機構が静岡県立こころの医療センターで2010年3月頃からある職員に対してパワーハラスメントが行われたとして、当該加害職員らを懲戒処分にした、と発表した。その事件に関する文書全て」という開示請求に対し、①本件パワーハラスメント事案に関する文書、②本件パワーハラスメント事案に係る懲戒処分に関する文書、③本件パワーハラスメント事案及び本件パワーハラスメント事案に係る懲戒処分の報道発表に関する文書及び④本件パワーハラスメント事案に係る事件に関する文書を特定した上で、それらの文書を保有していないとして非開示決定を行っている。

異議申立人は、①から④以外に文書が存在しないことを示すべきだとするため、この点について検討する。

条例に基づき開示請求を受けた場合、開示請求の対象として特定する公文書の範囲は、開示請求書の記載内容に即して合理的な範囲で幅広くとらえるべきである。

これを本件についてみると、開示請求書の「請求に係る公文書の名称又は内容」欄には具体的な文書名の記載がなく特定の事実に関する文書全てとしているにすぎないが、特定のパワーハラスメント行為が行われた時期及び関係者並びに当該パワーハラスメント行為の関係者に懲戒処分が行われたことなどが明記されていることから、実施機関において、これらの記載内容を基に、上記①から④までの文書を特定したのは、関連する項目単位で幅広く特定したものと認められ、その範囲は合理的なものであったといえる。

(2) 本件対象公文書の保有の有無について

ア 実施機関は、本件対象公文書の保有の有無について、以下のとおり説明する。

(ア) 実施機関には、法の規定により、静岡県警察に対する監察事案の調査指示権が認められているが、それ以外の機関に対する監察事案についての調査指示権が認められているものではない。なお、実施機関は、警察運営を管理する行政機関で、事件について司法警察活動を行う機関ではないが、定例会議において、管内の事件、事故及び災害の発生状況について警察本部長から報告を受けることとなっている。

- (イ) 本件パワーハラスメント事案は、実施機関が所管する機関以外で発生したものであり、関係者についても他機関の職員であることから、①を作成することはないことに加え、本件パワーハラスメント事案に係る報告を受けた事実もないことから、上記①は存在しない。また、上記②、③についても、同様の理由により、作成又は取得することはない、存在しないことは明らかである。
 - (ウ) 実施機関は、事件について司法警察活動を行う機関ではないことから、上記④は作成しない。
 - (エ) 実施機関における会議録についても確認したが、静岡県公安委員会文書管理規則第9条で会議録の保存期間は3年とされており、当該パワーハラスメント及び当該懲戒処分が発生した当時の会議録は保存期間が満了して廃棄しているため、当該事案の報告に係る会議録の存在を確認することはできなかった。
- イ 当審査会において、実施機関における分担事務及び文書の保存期間に係る関係規程の提示を受け確認したところ、実施機関の分担事務及び本件対象公文書の保存期間は実施機関の主張するとおりであり、本件対象公文書を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はないため、実施機関において本件対象公文書を保有しているとは認められない。

なお、異議申立人は、静岡県立病院機構（以下「機構」という。）から開示を受けた文書を示して、諮問庁において何らかの文書を保有しているはずだと主張している。

これは、機構に対する開示請求の結果、静岡県警察の関与について機構側で作成した文書を機構が保有していることが判明しているため、それに対応する公文書を実施機関も保有しているとの趣旨の主張であると解されるが、実施機関の分担事務等を踏まえると、実施機関が本件対象公文書を保有していることを裏付けるものとはいえず、上記判断を覆すに足る事情とは認められない。

異議申立人は、その他種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 26 年 10 月 24 日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
平成 27 年 1 月 23 日	実施機関の意見書を受け付けた。	
平成 27 年 2 月 20 日	異議申立人の意見書を受け付けた。	
平成 27 年 3 月 23 日	審議	第 282 回
平成 27 年 4 月 21 日	審議	第 283 回
平成 27 年 5 月 29 日	審議	第 284 回
平成 27 年 6 月 22 日	審議	第 285 回
平成 27 年 7 月 24 日	審議	第 286 回
平成 27 年 8 月 28 日	審議	第 287 回
平成 27 年 9 月 28 日	審議	第 288 回
平成 27 年 10 月 26 日	審議	第 289 回
平成 27 年 11 月 30 日	審議、答申	第 290 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 282 回～第 290 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 282 回～第 284 回 第 286 回、第 287 回
牧 田 晃 子	弁護士	第 290 回
高 橋 正 人	静岡大学 人文社会科学部 准教授	第 285 回～第 290 回
中野 美恵子	静岡大学 教育学部 教授	第 282 回～第 284 回 第 286 回、第 288 回 ～第 290 回
望 月 律 子	静岡県看護協会 会長	第 282 回～第 286 回 第 288 回～第 290 回
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部学科長	第 282 回～第 290 回
山 本 雅 昭	静岡大学 人文社会科学部 教授	第 282 回

